

計算書類に対する注記(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・ 満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・ 建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・ リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・ 賞与引当金一職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

3. 重要な会計方針の変更
該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び伊勢商工会議所の特定退職金共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
社会福祉事業区分のみのため、省略。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ① みややま保育園拠点区分
 - ア みややま保育園
 - ② あけの保育園拠点区分
 - ア あけの保育園
 - ③ あけの学童クラブ拠点区分
 - ア 本部
 - イ あけの学童クラブ
 - ④ 明野児童館拠点区分
 - ア 明野児童館
 - イ 伊勢市明野放課後児童クラブ

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	77,637,000	0	0	77,637,000
建物	147,392,432	5,670,000	10,501,725	142,560,707
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
投資有価証券				
合 計	226,029,432	5,670,000	10,501,725	221,197,707

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	77,637,000円
建物（基本財産）	83,029,884円
計	160,666,884円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	32,757,000円
計	32,757,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	77,637,000	0	77,637,000
建物（基本財産）	281,412,535	138,851,828	142,560,707
建物	1,414,500	1,063,519	350,981
構築物	13,200,100	12,110,451	1,089,649
機械・装置	14,107,630	5,063,462	9,044,168
器具・備品	24,960,956	20,270,389	4,690,567
権利	1,082,450	840,778	241,672
合 計	413,815,171	178,200,427	235,614,744

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	4,935,284	0	4,935,284
未収補助金	20,190,400	0	20,190,400
合 計	25,125,684	0	25,125,684

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし